

請負代金内訳書の様式について

○令和6年度に改正された「建設業法」及び「入契法」の12月からの施行に伴い、契約後に提出する請負代金内訳書に、材料費、労務費、法定福利費、建退共精度の掛金、安全衛生費といった適正な施工に不可欠な経費を記載することを義務づけ。

最終改正令和7年11月27日 国官会第14554号
国官技第299号
国營計第120号
国北予第14号

各地方建設局 総務部長
企画部長 あ
常務部長

大臣官房 地方厚生課長
技術調査室長
官庁營繕部營繕計画課長

請負代金内訳書の提出について

請負代金内訳書については、従来の運用においては、工事請負契約書上記請負者からの提出を求めていなかったところであるが、平成7年10月1日以降に締結する工事請負契約においては、下記のとおり請負代金内訳書の提出を求めるとしたので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、請負代金内訳書は、発注者及び請負者を拘束するものではなく、また、発注者は、請負代金内訳書について協議又は承諾を行うものではないことを念

別紙様式-1

(発注者) 殿

年 月 日

住 所

請負者)

讀角代金內訛書

(直接工事費のうち、材料費 円) *
 (直接工事費のうち、労務費 円) *
 (現場管理費のうち、法定福利費 円) *
 (工事原価のうち、安全衛生経費 円) *
 現場管理費のうち、建設業賃金共済契約に係る掛金 円) *

(注) 共通取扱費については、内訳として連帯賃、平賃費、仮設賃、事業損失防止施設費、安全賃、役務賃、技術管理賃、官給賃があり、本工事では該当する項目をすべて記入するものとします。

上層次分	上級	次級	細部	微細	細微	極微	微細	上層次
初期相序				成	1			0
播種上				成	1			0
播種後~4月上				成	1			0
	播種後~4月		播種後15日以 前各種各樣	成	1,200			0
	設置配(施設栽培)		アメニティ栽培 育	成	0.25			0
施設栽培界				成	1			0
高溫高光質				成	1			0
低温低光質				成	1			0
生长期栽培				成	1			0
	埋種育			成	1			0
	寒夜低温遮蔽育			成	1			0
	寒温阴凉致落葉(半 地下)			成	1			0
低温低光質(半地 下)				成	1			0
地表耕				成	1			0
埋種也埋葉				成	1			0
T系栽培				成	1			0
一般管理育				成	1			0
人工栽培				成	1			0
营养栽培法栽培				成	1			0
营养栽培法				成	1			0

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

請負代金内訳書別紙

直接工事費のうち、労務費

直接工事費のうち、材料費

現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金

工事原価のうち、安全衛生経費

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 热中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策

- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るために猛暑日における作業のあり方の議論

猛暑日を考慮した工期設定（工期に関する基準）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である(令和2年7月作成)
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に改定

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

- ・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積りを提出**するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力**し、**規制違反を助長しないよう十分留意**する。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・**自然要因における不稼働**を考慮して工期設定。

【考慮すべき自然要因の例】

- 降雨日・降雪日
- **猛暑日**
- 下線の出水期における作業制限
- 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等

- ・十分な**工期確保**や**交代勤務制**の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

- ・**勤務間インターバル制度**は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備 (2) 施工 (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産 (2) 鉄道 (3) 電力 (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
- (3) 基準の見直し

【関東地方整備局 宇都宮国道事務所の事例】

- 現場作業を休工しやすくするため、猛暑期間の現場施工回避について協議できる旨を特記仕様書へ明記
- 受注者において、猛暑期間(7月、8月)を内業または準備期間とすることにより、現場作業を休工
- 中部地方整備局においても、猛暑期間の現場施工回避について協議できる旨を特記仕様書へ明記**

発注者の取組・工夫

熱いアスファルト(敷き均し時は110度以上)を扱う舗装工事において、猛暑期間の現場作業を休工しやすくするため、試行的に下記を特記仕様書に明記。

<特記仕様書の記載>

「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7~8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。」

受注者の取組・工夫

受注者において、猛暑期間(7月、8月)を内業または準備期間とする工程を設定

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
工期	準備等		現場作業の休工	舗装工事		片付	

留意点

- ・7月～8月の現場作業休工期間中の作業員の収入減への懸念。
- ・近年の気温変化により6月の熱中症の危険性が高いため、6月から現場施工を回避できる等柔軟化が必要。

取組の効果

- ・働き方：熱中症、夏バテの予防等、社員・現場作業者の**健康管理・体調管理に寄与**。
- ・働き方：猛暑期間が夏休みやお盆期間と重なるため、家族との団らん等、W. L. B(ワークライフバランス)にも**寄与**。
- ・品質等：舗装の品質上、施工後、舗装温度が50度以下にならないと交通開放できない基準のため、猛暑期間は気温が高く、温度低下が遅く品質管理が難しい事から、猛暑期間を避けた施工は、**舗装の品質管理にも寄与**。

○令和5年度より、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良

■猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数(年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの)を雨休率に加味し、工程(官積算)を設定。

$$\text{工 期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) \\ + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数:
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \text{※を日数換算し、} \\ \text{平均した値(対象:5か年)}$$

※:8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ(8～17時を対象)を活用

■工期延長等に伴う増加費用の積算

工程(官積算)で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

- 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x~Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ)1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日:46日間

ロ)8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数:12日間
(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(20xx年～20xx年)の気象庁(〇〇観測所)及び環境省(〇〇地点)のデータより年間の平均発生日数を算出

- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

現場環境改善費の拡充【制度】

○国土交通省直轄工事の積算では、避暑(熱中症)対策等について、従来、下記の費用を計上。

- ・共通仮設費：ミストファン、日除けテント等の施設対応
- ・現場管理費：経口保水液、空調服等の備品等対応(真夏日の日数に応じて補正)

○令和7年度より、避暑(熱中症対策)・避寒対策費について、共通仮設費の「現場環境改善費」(率計上費目)から切り離し、積み上げ計上費目として別途計上。

これまで

率計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舎の快適化 他
現場環境改善 (安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑(熱中症対策)・避寒対策
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択(1項目重複)

令和7年度～

率計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舎の快適化 他
現場環境改善 (安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択(1項目重複)

積み上げ計上費目(精算時の設計変更対象)

→・避暑(熱中症対策)・避寒対策

主に現場の施設や設備に対する避暑(熱中症対策)・避寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、設計変更。
(率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。)